

第6期みどり市障害福祉計画・
第2期みどり市障害児福祉計画

令和3年3月

みどり市

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の位置付け	2
3.	計画期間	2
4.	障害者手帳所持者等の状況	3
第2章	計画の基本的な考え方	
1.	基本理念	5
第3章	令和5年度の目標値	
1.	福祉施設の入所者の地域生活への移行	9
2.	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
3.	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	11
4.	福祉施設から一般就労への移行	12
5.	障がい児支援の提供体制の整備等	14
6.	相談支援体制の充実・強化等	16
7.	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	17
第4章	障がい福祉サービス等の必要量の見込み	
1.	障がい福祉サービス等及び相談支援	18
2.	地域生活支援事業	27
第5章	計画の推進	35

※「障がい」の表記について

みどり市では、「障害者」などの「害」の文字の表記について、文字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、平成22年4月1日以降に新たに作成・発行・掲示する公文書及び広報紙、ホームページ等において、可能な限りひらがなで表記することとしています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の文字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の文字が混在する表現になっています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、障害福祉分野の計画として、平成24年3月に「みどり市障がい者計画2012」、平成30年3月に「第5期みどり市障害福祉計画・第1期みどり市障害児福祉計画」を策定し、地域で暮らすすべての人が障がいの有無によって分け隔てなく、互いに尊重し合いながら暮らせる共生社会の実現を目指し、障害福祉の推進に取り組んでいます。

これらの計画のうち「第5期みどり市障害福祉計画・第1期みどり市障害児福祉計画」については、令和3年3月をもって計画期間が満了することから、これまでの取り組みについて評価及び検証を行い、本市における障がい福祉体制のさらなる充実を図るため、新たな計画「第6期みどり市障害福祉計画・第2期みどり市障害児福祉計画」を策定します。

本計画は国の基本指針及び県の基本的な考え方に即して、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、地域において必要な障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的に定めるものです。

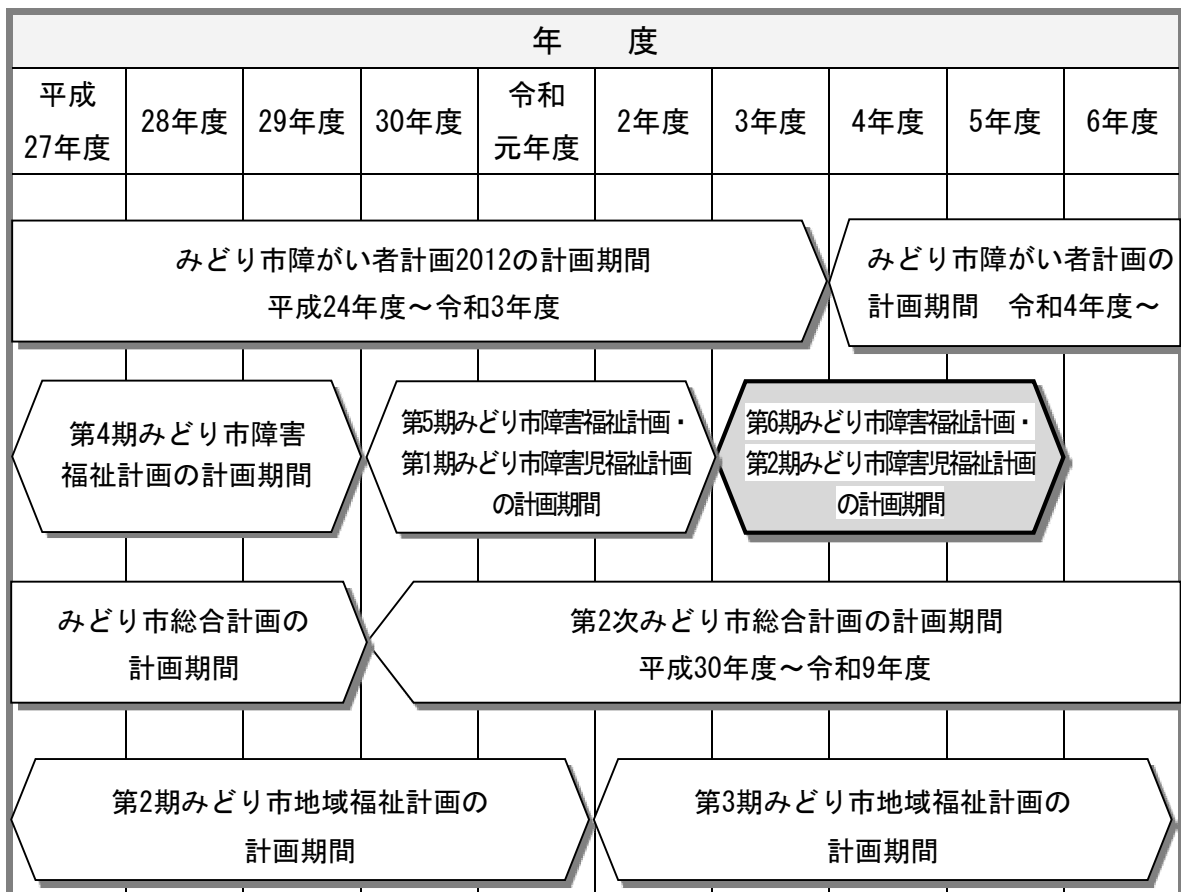
2. 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、本市の施策の基本となる「みどり市総合計画」の部門別計画である「みどり市障がい者計画」との整合性を図りました。

3. 計画期間

本計画は、国の基本指針に基づき3年を1期として策定するため、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。



4. 障害者手帳所持者等の状況（各年3月31日現在）

(1) 身体障害者手帳所持者数

単位（人）

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	伸び率 H28→R2
等 級	合計	1,656	1,645	1,612	1,609	1,590	△3.9%
	1級	609 36.8%	632 38.4%	623 38.7%	645 40.1%	645 40.6%	5.9%
	2級	274 16.5%	264 16.0%	261 16.2%	261 16.2%	255 16.0%	△6.9%
	3級	254 15.3%	242 14.7%	226 14.0%	218 13.6%	214 13.5%	△15.7%
	4級	306 18.5%	294 17.9%	297 18.4%	288 17.9%	285 17.9%	△6.8%
	5級	101 6.1%	98 6.0%	92 5.7%	91 5.6%	88 5.5%	△12.8%
	6級	112 6.8%	115 7.0%	113 7.0%	106 6.6%	103 6.5%	△8.0%

(2) 療育手帳所持者数

単位（人）

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	伸び率 H28→R2
合計		376	384	387	405	406	7.9%
等 級	重 度	137 36.4%	138 35.9%	137 35.4%	141 34.8%	137 33.7%	0%
	中 軽 度	239 63.6%	246 64.1%	250 64.6%	264 65.2%	269 66.3%	12.5%

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院）受給者数

単位（人）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	伸び率 H28→R2
精神障害者保健福祉 手帳所持者	202	216	257	279	313	54.9%
自立支援医療（精神通 院）受給者	455	480	523	553	576	26.5%

(4) 難病医療受給者数

単位(人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	伸び率 H28→R2
合 計	381	382	345	360	376	△1.3%
特定疾患医療給付	332 87.1%	338 88.5%	303 87.8%	319 88.6%	332 88.3%	0%
小児慢性特定疾患 医療給付	49 12.9%	44 11.5%	42 12.2%	41 11.4%	44 11.7%	△10.2%

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害者総合支援法、児童福祉法及びみどり市障がい者計画 2012（後期計画）の基本理念に基づいて、「第6期みどり市障害福祉計画・第2期みどり市障害児福祉計画」は、次の事項に配慮して策定します。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（2）市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市を実施主体の基本とします。また、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて引き続き障がい福祉サービスの均てん化を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づき、特定医療費の支給認定を行う県や難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供等を行い、障がい福祉サービスの活用が促されるようにします。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設または病院から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりを中心に、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、福祉施設または病院から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。

また、地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域で安心して暮らせるよう、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中核として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目についても、中長期的な視点に立ち、継続した支援を行う必要があります。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域の精神保健・医療・福祉の一体化に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

これらを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域

資源の実態等を踏まえ、次に掲げる支援を一体的に実施するため、新たな事業の活用を検討し、包括的な体制整備を進めます。

- ①障がい種別にかかわらず、地域の様々な相談に対応し、関係機関へつなげていけるよう、他機関と協働した中核機能を果たしながら、継続的につながり続ける伴走型の相談支援
- ②就労支援、居住支援等、多様な社会参加に向けた支援
- ③地域における多様なつながりを育むため、住民がケアし合う関係性を広げ、住民同士が出会い参加することができる場の確保や交流等、参加の機会を生み出すための支援

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児やその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市が主体となり、障害児入所支援については県が主体となって、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援サービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や多様な人々が互いに個性を認め合い、一体となることを推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

こうしたサービスの提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障がい者等本人が参画して行う検討を踏まえた上で、障害福祉計画等に位置づけ、計画的に推進します。

(6) 障がい者福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいきます。

第3章 令和5年度の目標値

本計画では、令和5年度を目標年度として、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設から一般就労への移行、障がい児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を図ります。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 基本的な考え方

- 国の基本指針においては、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを成果目標としています。また、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することとしています。
- 本市においては、第5期計画期間中の地域への移行者は見込めず、難しい状況にあります。これらの実情を踏まえ、1人が地域生活へ移行し、1人の施設入所者の減少を目標とします。

(2) 実績値及び目標値

【実績値】

項目	数値	備考
施設入所者数	64人	令和元年度末時点の福祉施設入所者数

【目標値】

項目	数値	備考
地域生活移行者数	1人 (1.6%)	令和5年度末までに施設入所からグループホームや一般住宅等の地域生活に移行する者の数
施設入所者数	63人	令和5年度末時点の施設入所者見込み数
施設入所者削減見込み	1人 (1.6%)	令和5年度末時点での施設入所者の削減見込み数

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 基本的な考え方

- 精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域住民の協力を得ながら、保健・医療・福祉の関係者等が一体となった支援体制の構築が求められます。
- 市では、「協議の場の設置」に向けて、令和2年度から圏域内の関係者が集まり、地域課題の抽出や事例検討等を行っています。精神障がいのある人へサービスの利用を促し、地域生活への移行を推進していきます。

(2) 目標値

項目	数 値			備 考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	「地域移行支援」利用者のうち精神障がい者
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	「地域定着支援」利用者のうち精神障がい者
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	20人	22人	24人	「共同生活援助」利用者のうち精神障がい者
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	2人	2人	2人	「自立生活援助」利用者のうち精神障がい者

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1) 基本的な考え方

- 国の基本指針においては、令和2年度末までに整備をした地域生活支援拠点等を令和5年度末までの間、1つ以上確保しつつ、その機能の充実を図るため、年1回以上、運用状況を確認することを基本としています。
- 地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能の強化を図ることを目的としています。
- 本市においては、5つの機能のうち「相談」について優先的に整備を行います。障害者地域支援協議会において、年1回の運用状況の確認を行いながら、不足する機能の整備、充実に向けて取り組んでいきます。

(2) 目標値

項目	数 値			備 考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域生活支援拠点等の設置数	1箇所	1箇所	1箇所	地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定

4. 福祉施設から一般就労への移行

(1) 基本的な考え方

○国の基本指針では、令和元年度の移行実績を基準として、福祉施設利用者のうち、令和5年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労する者の数を1.27倍以上、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数を1.30倍以上、就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者の数を1.26倍以上、就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者の数を1.23倍以上とすることとしています。

就労定着支援事業については、令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち7割が就労定着支援事業を利用すること、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすることとしています。

○本市においては、就労移行支援事業等の利用を推進するとともに、雇用関係機関との連携に努め、一般就労への移行促進を目指します。

(2) 実績値及び目標値

【実績値】

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労への移行者数	2人	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和元年度において一般就労移行した者の数
令和元年度就労移行支援事業の移行者数	2人	令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行した者の数
令和元年度就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	0人	令和元年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行した者の数
令和元年度就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	0人	令和元年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行した者の数

【目標値】

項目	数値	備考
令和5年度の一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	福祉施設等の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度に一般就労する者の数
令和5年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	福祉施設等の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数
令和5年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人	福祉施設利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数
令和5年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人	福祉施設利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数
就労定着支援事業の利用者数	2人 (7割)	令和5年度の就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、一般就労する者のうち就労定着支援事業を利用する者の数
就労定着支援事業の就労定着率	7割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 基本的な考え方

- 子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。
- 障がいの特性や年齢別のニーズに応じた支援を身近な地域で提供できるよう、障害者地域支援協議会等を活用して、関係機関との連携を強化し、地域の支援体制を検討していきます。
- 国の指針にある「児童発達支援センター」、「保育所等訪問支援事業」、「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」については、既に設置または確保ができており、今後はそれぞれのサービスの質の向上や支援の充実に努めます。
- 「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」については、令和2年度に設置し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が集まり、第1回の協議を行いました。
今後は、協議の場を中心として、ニーズの把握や課題の抽出等を行い、地域生活支援の向上を目指し、支援体制を整えていきます。

(2) 目標値

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	1箇所	設置済
保育所等訪問支援事業の実施	1箇所	設置済
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	設置済
主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所の確保	1箇所	設置済
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3人	配置済

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	5人	5人	5人	発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込を設定

6. 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基本的な考え方

- 国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化を図ることを目標としています。
- 市では、令和2年10月に「みどり市障がい者基幹相談支援センター」を社会福祉課内に設置しました。障がいの特性に応じた各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施に向けて、相談支援事業所を中心とした地域の相談機関と連携を図りながら、地域の相談支援体制の機能を強化するため、基幹相談支援センターとして対応できる実績や体制の整った相談支援事業所へ委託をすることを検討します。

(2) 目標値

項目	数 値			備 考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総合的・専門的な相談支援	有	有	有	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化①	6件	12件	24件	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
地域の相談支援体制の強化②	52件	52件	52件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
地域の相談支援体制の強化③	48回	48回	48回	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 基本的な考え方

- 国の基本指針では、利用者が真に必要としている障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに「障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用」及び「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」を実施する体制を構築することとしています。
- 市では、県が実施する障がい福祉に関する研修会に、市の職員が参加し、障がい福祉サービス等の質の向上や充実につなげていきます。
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、国の動向を踏まえ、県と連携しながら、必要な準備をしていきます。

(2) 目標値

項目	数 値			備 考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	14人	14人	14人	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定

第4章 障がい福祉サービス等の必要量の見込み

1. 障がい福祉サービス等及び相談支援

(1) 訪問系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、その他の障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に外出支援を行います。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる行動に著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

■サービスの実績と見込量

これまでのサービス提供実績に基づいて、地域生活への移行等による新たな利用者を加味して今後の利用者数を推計し、平均的な1人当たりの利用時間数を乗じて見込量を設定します。

【サービス実績】

サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (暫定)
	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護	利用者数	人/月	81	87
行動援護 重度障害者等包括支援	利用量	時間/月	1,401	1,451	1,669

※令和2年度は令和2年10月分の実績

【サービス見込量】

サービス名	単 位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	人/月	90	92	94
	利用量	時間/月	1,530	1,564	1,598

■サービス量確保の方策

- 引き続き、サービス提供事業者の確保に向けて、民間事業者への情報提供等を行い、多様な事業者の参入を促進します。
- 安定したサービス量が支給できるよう、サービス提供事業者との連携やサービスの質の向上を図ります。

(2) 日中活動系サービスの必要量について

■サービスの概要

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供し、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。（A型：雇用あり、B型：雇用なし）
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所【ショートステイ】（福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■サービスの実績と見込量

これまでのサービス提供実績に基づいて、地域生活移行や特別支援学校からの卒業等による新たなサービス利用者を加味して今後の利用者数を推計し、平均的な1人当たりの利用日数を乗じて見込量を設定します。

【サービス実績】

サービス名	単 位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (暫定)
	利用者数	人/月			
生活介護	利用者数	人/月	125	119	122
	利用量	人日/月	2,355	2,330	2,413
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人/月	2	1	0
	利用量	人日/月	16	21	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人/月	0	1	4
	利用量	人日/月	0	12	78
就労移行支援	利用者数	人/月	10	6	5
	利用量	人日/月	190	127	84
就労継続支援（A型）	利用者数	人/月	10	20	24
	利用量	人日/月	177	381	459
就労継続支援（B型）	利用者数	人/月	90	96	93
	利用量	人日/月	1,631	1,718	1,792
就労定着支援	利用者数	人/月	0	0	0
療養介護	利用者数	人/月	11	12	12
短期入所（福祉型）	利用者数	人/月	10	3	3
	利用量	人日/月	66	42	36
短期入所（医療型）	利用者数	人/月	11	10	7
	利用量	人日/月	70	64	34

※令和2年度は令和2年10月分の実績

※人日＝（1月当たりの実利用者数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

【サービス見込量】

サービス名	単 位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	人/月			
生活介護	利用者数	人/月	130	132	134
	利用量	人日/月	2,470	2,508	2,546
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人/月	1	2	2
	利用量	人日/月	10	20	20
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人/月	3	3	3
	利用量	人日/月	60	60	60
就労移行支援	利用者数	人/月	7	7	7
	利用量	人日/月	126	126	126
就労継続支援（A型）	利用者数	人/月	24	27	29
	利用量	人日/月	432	486	522
就労継続支援（B型）	利用者数	人/月	100	102	104
	利用量	人日/月	1,800	1,836	1,872
就労定着支援	利用者数	人/月	1	2	3
療養介護	利用者数	人/月	12	12	12
短期入所（福祉型）	利用者数	人/月	12	14	16
	利用量	人日/月	72	84	96
短期入所（医療型）	利用者数	人/月	14	16	18
	利用量	人日/月	84	96	108

※人日＝（1月当たりの実利用者数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

■サービス量確保の方策

- 多様な民間事業者の参入を促進し、サービス提供体制の充実を図ります。
- 障がい者施設等からの優先発注を促進し、利用者の工賃アップを図り、福祉的就労の充実を支援します。
- 就労移行支援や就労継続支援事業については、関係機関や団体と連携して、福祉施設から一般就労への移行をすすめるとともに、福祉施設からの雇用の場の拡大を図ります。
- 特別支援学校等と連携を密にし、サービス利用希望者を把握し、障がい福祉サービス事業者と連携を図りながら、ニーズに応じたサービスの提供と卒業者の一般就労を促進していきます。

(3) 居住系サービスの必要量について

■サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた障がい者等が、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題について、定期的な巡回訪問等により相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の援助を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、主に夜間において、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
宿泊型自立訓練	一定期間、居住の場を提供して、主に夜間において、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■サービスの実績と見込量

これまでのサービス提供実績に基づいて、施設入所・入院からの地域生活移行等による新たなサービス利用者を勘案して見込量を設定します。

【サービス実績】

サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (暫定)
自立生活援助	利用者数	人/月	0	0	5
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	人/月	48	51	49
施設入所支援	利用者数	人/月	67	64	63
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	1	2	1

※令和2年度は令和2年10月分の実績

【サービス見込量】

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	人/月	4	4	4
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	人/月	53	55	57
施設入所支援	利用者数	人/月	65	64	63
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	2	2	2

■サービス量確保の方策

- 共同生活援助については、地域で自立した生活を送る場としての役割を担う事業であるため、利用者の希望を把握し、県や関係機関との連携を図りながら、整備の促進に努めます。
- 施設入所支援については、適切なアセスメント（評価）を行い、入所を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう支援します。また、施設入所者の地域生活への移行についても推進します。
- 自立生活援助については、地域で安心して生活できるようサービス提供事業所と連携して、サービスの利用促進に努めます。

（４）相談支援の必要量について

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	支給決定時のサービス等利用計画の作成及び支給決定後のモニタリング並びにサービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	住居の確保等の地域生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与します。

■サービスの実績と見込量

計画相談支援については、これまでの提供実績に基づいて見込量を設定します。

地域移行支援、地域定着支援についても、これまでの提供実績に基づいて、施設入所・入院からの地域生活移行等による新たなサービス利用者を勘案して見込量を設定します。

【サービス実績】

サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (暫定)
計画相談支援	利用者数	人/月	47	69	68
地域移行支援	利用者数	人/月	0	0	0
地域定着支援	利用者数	人/月	0	0	0

※令和2年度は令和2年10月分の実績

【サービス見込量】

サービス名	単 位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	人/月	70	71	72
地域移行支援	利用者数	人/月	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人/月	1	1	1

■サービス量確保の方策

- 障がい者基幹相談支援センターにおいて、適切なサービス等利用計画が作成されているか検証するとともに、相談支援専門員との連携を強化し、相談支援業務の質の向上を図ります。
- サービス提供体制の確保に向けて県や民間事業者と連携し、相談支援専門員の確保に努めます。
- 地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域で暮らすことができるよう医療機関や施設との連携を強化して、支援につなげていきます。

(5) 障がい児支援

■サービスの概要

サービス名	内 容
児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所など集団生活を営む施設等に通う障がい児について、その施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。また、乳児院や児童養護施設に入所している障がい児も対象になります。
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な重度障がい児等に居宅訪問型の児童発達支援（日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与等）を行います。
福祉型児童入所支援	18歳未満の障がい児を入所保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識・技能の訓練を行います。
医療型児童入所支援	18歳未満の障がい児を入所保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識・技能の訓練及び治療を行います。

サービス名	内容
障害児相談支援	障がい児の通所サービスの利用に関する援助を行い、障害児支援計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整するとともに、支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを設置します。（コーディネーターは県等の養成研修を受けた相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を想定しています）

■サービスの実績と見込量

これまでの提供実績に基づいて、新たなニーズ等によるサービス利用者を勘案して見込量を設定します。

【サービス実績】

サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (暫定)
児童発達支援	利用児童数	人/月	10	11	6
	利用量	人日/月	120	137	81
放課後等デイサービス	利用児童数	人/月	42	46	64
	利用量	人日/月	731	808	1,175
保育所等訪問支援	利用児童数	人/月	1	0	0
	利用量	人日/月	1	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
福祉型児童入所支援	利用者数	人/月	5	4	0
医療型児童入所支援	利用者数	人/月	1	1	0
障害児相談支援	利用者数	人/月	7	8	11
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	人	2	3	3

※令和2年度は令和2年10月分の実績

※人日 = (1月当たりの実利用者数) × (1人1月当たりの平均利用日数)

【サービス見込量】

サービス名	単 位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用児童数	人/月	5	5	5
	利用量	人日/月	65	65	65
放課後等デイサービス	利用児童数	人/月	57	62	67
	利用量	人日/月	1,106	1,203	1,300
保育所等訪問支援	利用児童数	人/月	1	1	1
	利用量	人日/月	4	4	4
医療型児童発達支援	利用児童数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	人/月	1	1	1
	利用量	人日/月	1	1	1
福祉型児童入所支援	利用児童数	人/月	2	2	2
医療型児童入所支援	利用児童数	人/月	2	2	2
障害児相談支援	利用児童数	人/月	11	13	15
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	人	3	3

【サービス量確保の方策】

- 適切な療育や福祉サービスが提供されるよう、児童や家族のニーズに応じた関係機関の紹介、障害児支援利用計画作成のための情報提供等を行います。
- 特に放課後等デイサービスについては、第5期に見込量を上回る利用があり、今後も利用の増加が見込まれることから、サービス提供事業者や関係機関との連携を図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、今後のニーズに対応できるようサービス提供事業所の確保に努めます。

2. 地域生活支援事業

市及び県が主体となり、障がいのある人が自立した地域生活を営むことができるように必要な事業を実施します。

■事業の概要

①必須事業

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者相談支援事業 障がい者等からの相談に応じ、情報提供や助言、サービスの利用支援、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助等を行います。 ○基幹相談支援センター 総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図る等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。 ○基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援強化のため、相談支援機関に専門的な能力を有する職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置します。 ○住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 保証人がいない等の理由で賃貸住宅に入居が困難な障がい者等に対し、相談・助言を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者、精神障がい者に対して、申し立てに要する経費等を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、視覚障がい等のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	障がい者や難病患者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行い、日常生活上の便宜を図ります。

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話表現技術等を習得した奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等を対象に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がい者等が通い、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進、相談支援等を行い、自立や社会参加の促進を図ります。

②任意事業

事業名	内容
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保するとともに、介護者が介護できない場合の一時預かり等を行います。 ○福祉施設実施分 身体障がいや知的障がいのある人を一時的に福祉施設で預かり、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。 ○登録介護者事業 身体障がいや知的障がいのある人に、保護者等が疾病等により介護できない場合に、登録介護者による介護を行います。 ○サービスステーション事業 身体障がいや知的障がいのある人に、保護者等が疾病等により介護できない場合に、サービスステーションで介護を行います。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度の障がい者等に移動入浴車で自宅において訪問入浴サービスを提供します。
レクリエーション活動等支援事業	障がい者等の体力増強、交流、余暇活動の充実を図るとともに、スポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション事業を実施します。
奉仕員養成研修事業 (朗読奉仕員・要約筆記奉仕員分)	○朗読奉仕員に必要な知識や技能の習得、資質の向上を目的とした講座を開催します。 ○耳の不自由な人のために、聴覚障がいの理解を深め、会話の要点をまとめて書く方法を学ぶ要約筆記奉仕員の講座を開催します。
障害者虐待防止対策支援事業 (地域生活支援促進事業)	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、体制整備を図ります。
成年後見制度普及啓発事業 (地域生活支援促進事業)	成年後見制度の利用を促進し、障がい者の権利擁護を図るため、制度の普及・啓発を行います。

■サービスの実績と見込量

これまでの事業実績に基づき、地域のニーズ等に応じ、今後必要となる事業を勘案して見込量を設定します。

【サービス実績】

①必須事業

事業名			平成30年度	令和元年度	令和2年度(暫定)
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	4
	基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		実施の有無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	実設置者数/年	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣回数/年	340	227	190
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	給付件数/年	3	6	4
	自立生活支援用具	給付件数/年	1	4	4
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	2	5	4
	情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	5	3	3
	排泄管理支援用具	給付件数/年	935	885	918
	居室生活動作補助用具	給付件数/年	2	0	0
手話奉仕員養成研修事業		修了者数	29	36	—
移動支援事業	実利用者数/年		48	49	43
	延べ利用時間/年		5,003	5,185	4,180
地域活動支援センター事業	市内施設分	実施箇所数	3	3	3
		実利用者数/年	41	44	42
	市外施設分	実施箇所数	2	2	2
		実利用者数/年	5	4	4

※令和2年度は実績見込み

②任意事業

事業名			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (暫定)
福祉ホーム事業		実施の有無	有	有	有
日中一時支援事業	福祉施設実施分	実利用者数/年	20	16	13
		延べ利用回数/年	595	538	70
	登録介護者事業	実利用者数/年	1	0	0
		延べ利用回数/年	3	0	0
	サービスステーション事業	実利用者数/年	3	2	0
		延べ利用回数/年	10	4	0
訪問入浴サービス事業		実利用者数/年	—	—	2
レクリエーション活動等支援事業		実利用者数/年	42	41	—
奉仕員養成研修事業(朗読奉仕員分)		修了者数	7	8	5
奉仕員養成研修事業(要約筆記奉仕員分)		修了者数	—	—	—
障害者虐待防止対策支援事業		実施の有無	有	有	有
成年後見制度普及啓発事業		実施の有無	有	有	—

※令和2年度は実績見込み

【サービス見込量】

①必須事業

事業名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	4
	基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
	基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	無	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業		実利用者数	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	実設置者数/年	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	派遣回数/年	230	240	250
日常生活用具給付等事 業	介護訓練支援用具	給付件数/年	3	3	3
	自立生活支援用具	給付件数/年	4	5	6
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	4	5	6
	情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	4	5	6
	排泄管理支援用具	給付件数/年	916	926	936
	居室生活動作補助用具	給付件数/年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		修了者数	50	53	56
移動支援事業	実利用者数/年		49	51	53
	延べ利用時間/年		5,165	5,365	5,545
地域活動支援センター 事業	市内施設分	実施箇所数	3	3	3
		実利用者数/年	57	60	63
	市外施設分	実施箇所数	2	2	2
		実利用者数/年	4	4	4

②任意事業

事業名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉ホーム事業		実施の有無	有	有	有
日中一時支援事業	福祉施設実施分	実利用者数/年	20	20	20
		延べ利用回数/年	600	600	600
	登録介護者事業	実利用者数/年	1	1	1
		延べ利用回数/年	3	3	3
	サービスステーション事業	実利用者数/年	3	3	3
		延べ利用回数/年	10	10	10
訪問入浴サービス事業		実利用者数/年	3	3	3
レクリエーション活動等支援事業		実利用者数/年	50	50	50
奉仕員養成研修事業(朗読奉仕員分)		修了者数	10	10	10
奉仕員養成研修事業(要約筆記奉仕員分)		修了者数	15	15	15
障害者虐待防止対策支援事業		実施の有無	有	有	有
成年後見制度普及啓発事業		実施の有無	有	有	有

■サービス量確保の方策

○理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくし、共生社会の実現に向けて、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発を行います。

○相談支援事業

障がい者基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所及び関係機関との連携を強化し、相談支援体制の拡充を図ります。また、相談支援事業の質の向上を図るための研修を実施します。

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の活用が促進されるよう、地域包括支援センターや関係各課との連携した取り組みを推進します。

○意思疎通支援事業

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援を推進するため、手話奉仕員等の派遣及び市役所に手話通訳者の設置を継続して行います。

○日常生活用具給付等事業

重度の障がい者等に、障がいの特性に合わせた適切な用具の給付を行い、自立した日常生活を支援します。

○手話奉仕員養成研修事業

手話に触れる機会としての体験教室を開催し、入門編、ステップアップ講座、基礎編まで、実力にあわせて幅広く研修を行います。また、研修修了者向けの継続的な講座を開催し、手話表現技能のさらなる習得を目指し、奉仕員として活動できるように支援を行います。

○移動支援事業

みどり市移動支援事業ガイドラインに基づいて適切に事業を実施し、障がい者等の社会参加を促進します。

○地域活動支援センター事業

障がい者等の創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進や自立した生活を支援するため、地域活動支援センター事業の充実に努めます。

○福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている障がい者に、低額料金での居室の利用や必要な便宜を供与する等、障がい者の地域生活を支援します。

○日中一時支援事業

①福祉施設実施分

障がいのある人の日中活動の場を確保し、その家族の一時的な休息のため、障がいのある人を預かり監護します。

②登録介護者・サービスステーション事業

心身障がい児（者）を介護している保護者が疾病その他の理由により、心身障がい児（者）を一時的に介護できない場合に、登録している介護者または、24時間対応型サービスステーションに介護を委託することにより、心身障がい児（者）の福祉の増進及び家族の負担軽減を図ります。

○訪問入浴サービス事業

入浴サービスが必要な人に提供できるよう、相談支援事業所と連携を図り、事業の周知及び利用の促進に努めます。

○レクリエーション活動等支援事業

障がいのある人の体力向上、交流及び障がい者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ、レクリエーション教室等を開催します。

○奉仕員養成研修事業

朗読奉仕員や要約筆記ボランティアを養成するための研修を実施します。

○障害者虐待防止対策支援事業

障がい者の安全確認や一時保護する場所の確保、問題解決に向けた相談や指導、助言等を行い、また、虐待に関する通報義務や通報窓口について周知する等、虐待防止の啓発活動を行うとともに、障がい者の権利擁護や障がいに関する正しい知識を広めます。

○成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の利用を促進し、障がい者の権利擁護を図るため、制度の普及・啓発を行います。特に、地域で相談対応する民生委員・児童委員などに周知を図ります。

○その他の事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、縮小や中止となる事業もありましたが、感染拡大防止対策を講じた上で、事業の実施を検討していきます。

第5章 計画の推進

本市では、次に掲げる事項に配慮して、計画を推進します。

(1) 推進体制の充実

障害者地域支援協議会に、障がい者、介護者、民生委員・児童委員などに参画してもらい、本計画の実施に伴う様々な課題について協議を行い、計画の推進を図ります。

(2) 障がい福祉サービス等に関する情報の提供

障がい福祉サービス等を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めます。

また、市で作成している「障がい者福祉サービスのご案内」を随時更新し、ホームページへ掲載するとともに、各種障害者手帳の発行時や相談の機会等に窓口等で説明して配布します。

(3) サービス提供体制の確保

国や県と連携して障がい者施策を推進するとともに、地域の社会資源を有効に活用しながら、障がい者等の地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 計画の達成状況の点検及び評価

国の基本指針に基づき、障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、PDCAサイクルに沿った定期的な調査・分析・評価を行うこととされています。

制度改正や社会情勢等の変化に対応しながら、本計画で示した各年度のサービス見込量の他、地域生活への移行が進んでいるかなど、計画の達成状況の点検・評価を障害者地域支援協議会において行い、その結果を事業や計画の見直し等に反映します。

第6期みどり市障害福祉計画・
第2期みどり市障害児福祉計画

令和3年3月

みどり市 保健福祉部 社会福祉課

〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952（笠懸庁舎）
TEL:0277-76-2111（代表） FAX:0277-76-2449（代表）